

定期報告が必要な建築物等

(政令:建築基準法施行令、規則:江別市建築基準法施行細則)

種別	用途	特定建築物の報告が必要となる規模		報告 周期	報告年度			報告 期間	防火 設備
		政令により指定されたもの(※1)	規則により指定するもの						
特定建築物	劇場、映画館、演芸場	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの	①3階以上の階にあるもの(※3) ②客室、集会室の床面積が200㎡を超えるもの	3年	R5 (2023)	R8 (2026)	R11 (2029)	4月1日 ～ 9月30日	●
	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの							●
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、児童福祉施設等(就寝用途(※4)に限る)	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の床面積の合計が300㎡以上であるもの(※5)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が500㎡を超えるもの	3年	R7 (2025)	R10 (2028)	R13 (2031)		●
	児童福祉施設等(就寝用途(※4)を除く)	－	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が1,000㎡を超えるもの						－
	ホテル、旅館	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の床面積の合計が300㎡以上であるもの	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が300㎡を超えるもの	3年	R6 (2024)	R9 (2027)	R12 (2030)		●
	共同住宅、寄宿舎(いずれもサ高住、高齢者、障害者等グループホームに限る)	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の床面積の合計が300㎡以上であるもの	3階以上の階にあるもの、かつ、床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	3年	R5 (2023)	R8 (2026)	R11 (2029)		●
	共同住宅(いずれもサ高住、高齢者、障害者等グループホームを除く)、下宿	－							－
	体育館(学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの(※2) ②床面積の合計が2,000㎡以上であるもの(※6)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	3年	R7 (2025)	R10 (2028)	R13 (2031)		●
	学校、体育館(学校に附属するものに限る)	－							－
	博物館、美術館、図書館(いずれも学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの(※2) ②床面積の合計が2,000㎡以上であるもの(※6)	－						●
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場(いずれも学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの(※2) ②床面積の合計が2,000㎡以上であるもの(※6)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	3年	R6 (2024)	R9 (2027)	R12 (2030)		●
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場(いずれも学校に附属するものに限る)	－							－
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③床面積の合計が3,000㎡以上のもの(※6)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	1年	毎年度				●
	展示場	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③床面積の合計が3,000㎡以上のもの(※6)	－						●
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①地階または3階以上の階にあるもの(※2) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③床面積の合計が3,000㎡以上のもの(※6)	①3階以上の階にあるもの(※3) ②床面積の合計が500㎡を超えるもの	1年	毎年度				●
	事務所その他これに類するもの	－	5階以上の階にあるもの、かつ、床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	3年	R6 (2024)	R9 (2027)	R12 (2030)		－
建築設備	機械換気設備			1年	毎年度				
	機械排煙設備 非常用の照明装置	－	上記の規模の特定建築物に設けられたもの						
防火設備	防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備(※7)	①上記の規模の特定建築物に設けられたもの(右欄、●のもの) ②病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、共同住宅(サ高住に限る。)、寄宿舎(サ高住、高齢者、障害者等グループホームに限る。)、児童福祉施設等(就寝用途(※5)に限る。))のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられたもの	－	1年	毎年度				
昇降機	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)	一戸建て等の個人住宅に設置されたエレベーター及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除くすべてのもの		1年	毎年度			基準月の前2ヶ月期間内	

(※1) 該当用途の床面積の合計が200㎡を超える特殊建築物に限りします。

(※2) 地階及び3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除きます。

(※3) 床面積の合計が100㎡以下のものは対象外となります。

(※4) 次のとおり政令等で指定するものに限りします。

助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(自立訓練または就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設で、利用者の就寝の用に供するものに限る。

(※5) 病院または診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限りします。

(※6) 避難階のみを当該用途に供するものは対象外となります。

(※7) 火災時に煙や熱を感じて閉まる防火設備が対象となります。

【問合せ先】
江別市建設部建築指導課建築指導係
TEL:011-381-1042